

協会けんぽに加入している 日本郵政グループ社員の皆さまへ



ゆうせい共済特別号

Vol.6

2022年8月1日
掲載

「ゆうせい共済特別号WEB版」

直近に発行されたゆうせい共済特別号の冊子に掲載された記事について、より詳しい内容を掲載したものです。

10月1日からの保険料（掛金）や保険証 （組合員証・被扶養者証）についてのお知らせです

前 回 まで の お 知 ら せ

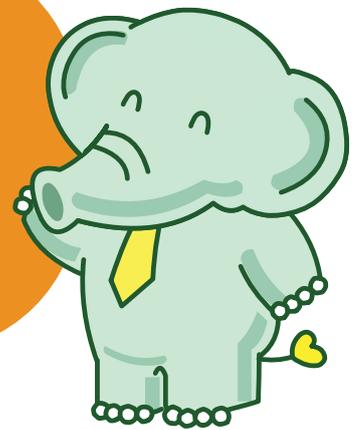
「ゆうせい共済特別号Vol.4」（6月30日発行）では、共済掛金・組合員証等及び給付金について、Vol.5（7月11日掲載）では、給付金に関する詳細や福祉事業等についてお知らせしました。今回は共済掛金や被扶養者証等の発行方法の詳細についてお伝えします。



これまでのお知らせはすべて
日本郵政共済組合ホームページ

2022/10/1
日本郵政グループ会社にお勤めで
協会けんぽの保険証をお持ちのみなさま
「日本郵政共済組合」の組合員になります

から確認できます。
ぜひチェックしてみてくださいね。



今回お知らせする、被扶養者証等の発行方法には大切なお知らせがたくさん掲載されています。必ずP3からの「組合員証・被扶養者証等の発行時期・申請・受取方法」をお読みください。

今 回 の お 知 ら せ

- ① 共済掛金の使用目的等
- ② 組合員証・被扶養者証等の発行時期・申請・受取方法

お知らせの動画を8月中旬に公開予定！
（共済組合ホームページ等で公開予定です）



1

共済掛金の使用目的等

使用目的

皆さまからお預かりした掛金は、病院等の医療機関にかかったときに本人負担が2割～3割の負担で済む「医療費等の給付」や健康で働き続けるための「予防医療（人間ドックやがん検診の助成）」等に使用されています。

掛金については概要等を特別号Vol.1とVol.4でも掲載しています。



掛金の算出方法

掛金の金額は個々に決定された標準報酬月額に掛金率を乗じることで算出します。

標準報酬月額150,000円の場合（※）

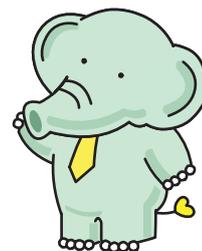
$$150,000 \times (44.10/1000) = 6,615 \text{ 円}$$

→ **6,615円** が短期掛金として毎月の給与から控除されます

※標準報酬月額150,000円：給与月額146,000円以上155,000円未満の方

40歳以上の方は同様の計算（掛金率9.61/1000）により、別途、介護掛金が控除されます。

標準報酬月額は毎月の給与明細に掲載されています。



注意

協会けんぽの健康保険料は翌月に控除されるため、**2022年10月は9月分の協会けんぽの健康保険料と10月分の日本郵政共済組合の掛金**が控除されることとなります。何とぞご了承ください。

要確認!



2022年10月以降、時給制契約社員として新たに採用となった方については、採用月に共済組合の掛金が控除できないため、採用月の翌月に、2か月分の掛金を控除いたします。（10月新規採用であれば、11月支給（10月分）の給与から、10月と11月分の掛金を控除いたします。）

2

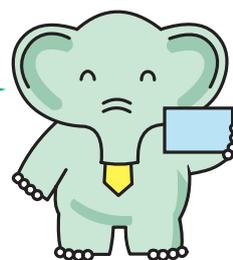
組合員証・被扶養者証等の 発行時期・申請・受取方法

これまでの特別号で、組合員証等についてお知らせしてきましたが、今月号では、被扶養者証の発行をご自身で手続きいただく場合の方法や、限度額適用認定証等の事前申請について、詳しく掲載していますので、必ずご確認をお願いいたします。

組合員証について	P3
被扶養者証について	P4 ~ P7
限度額適用認定証、特定疾病療養受療証等の事前申請について	P8

組合員証について

組合員証は手続き不要で発行されます。
10月20日頃に皆さまのお勤め先へ到着予定になっています。



【組合員証の見方】

日本郵政共済組合	本人（組合員）	00000001
①	[発行日]	
②	記号 — 番号 01234567 (枝番) 00	
	氏名 郵政 太郎	
	性別 男	
	生年月日 昭和60年04月01日	
③	資格取得年月日 令和03年04月01日	
	発行機関所在地 〒330-9792 埼玉県さいたま市中央区新都心3-1	
④	保険者番号 3:1:1:1:0:2:8:1	名称 日本郵政共済組合

※ 氏名の漢字は、JIS規格第1及び第2水準の文字のみ表示されるため、一部の漢字は変換（『高・崎・濱・柳』⇒『高・崎・濱・柳』等）又はカタカナで表記されます。

- ① 組合員証が実際に発行された日です。
- ② ここに記載されている番号は、組合員番号を記載しています。共済組合への問い合わせや、申請等に必要となる番号になります。（枝番）は被扶養者の方も同じ番号が使われるため、区別するために記載されています（枝番表記例・被扶養者が1名の場合：組合員証「00」被扶養者証「01」）。
- ③ 被保険者として認定された日です。入社日とは異なる場合がありますのでご注意ください。
- ④ 加入している健康保険の番号です。共済組合では特定健診の受診券の発行や、団体積立年金保険みらいの資料請求等に必要になります。

被扶養者証の発行方法について

協会けんぽの被扶養者の方は 1～3のどれにあてはまりますか？

1

- 2022年9月1日までに協会けんぽで被扶養者認定されている。
- 被扶養者証の発行に必要な、被扶養者のデータを協会けんぽから共済組合へ提供することに同意する。

※ 被扶養者が複数いる場合、一人でも不同意の場合は、全員不同意の取り扱いとなります（社員ご本人様の組合員証は、不同意の取り扱いに含まれず、必ず発行されます。）。

2

- 2022年9月1日までに協会けんぽで被扶養者認定されている。
- 被扶養者証の発行に必要な、被扶養者のデータを協会けんぽから共済組合へ提供することに不同意である。

3

- 2022年9月1日～9月30日の期間に協会けんぽの被扶養者に認定される。

「1」に該当した方



10月20日頃に皆さまのお勤め先へ到着予定！
P5をご確認ください。

「2」に該当した方



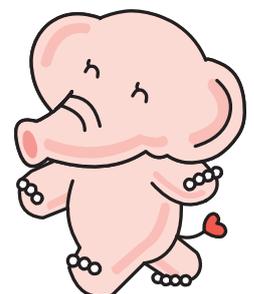
P6をご確認ください。

「3」に該当した方



P7をご確認ください。

「被扶養者証の発行に必要な、被扶養者のデータを協会けんぽから共済組合へ提供すること」の詳細は特別号Vol.4（6月30日発行）のP5～P6でお知らせしています。



P4で「1」に該当した方

被扶養者証は自動で発行されます。

- 2022年9月1日までに協会けんぽで被扶養者認定されている。
- 被扶養者証の発行に必要な、被扶養者のデータを協会けんぽから共済組合へ提供することに**同意**する。

※ 被扶養者が複数いる場合、一人でも不同意の場合は、全員不同意の取り扱いとなります（社員ご本人様の組合員証は、不同意の取り扱いに含まれず、必ず発行されます。）。

被扶養者証の発行をお待ちいただく前に、**必ずご確認ください!**



被扶養者の方について以下の項目にあてはまるものはありますか？*

- 別居している曾祖父母がいる
- 60歳未満で、日額3,612円、月額108,334円、年収が130万円以上の収入がある
- 60歳以上で、公的年金の受給がなく、年額130万円以上の収入がある
- 60歳以上で、公的年金の受給があり、日額5,000円、月額150,000円、年額180万円以上の収入がある
- 障害年金を受給していて、日額5,000円、月額150,000円、年額180万円以上の収入がある
- 公的年金の受給がなく、他の収入と合わせて雇用保険給付を日額3,612円以上受給している又は受給する
- 公的年金の受給があり、他の収入と合わせて雇用保険給付を日額5,000円以上受給している又は受給する
- 別居している家族の収入額以上の送金（最低送金月額5万円）をしていない
- 就職などにより、他の社会保険に加入している

該当しなかった方

- ① 2022年10月20日頃に組合員の皆さまのお勤め先に到着予定です。被扶養者証（保険証）が届くまでお待ちください！
- ② 2022年11月以降、あらためて共済組合の被扶養者の要件を満たしているかの確認をさせていただきます。詳細は別途お知らせします。

⚠️ ご注意ください

一旦、被扶養者証がお手元に届いても、認定条件に合致しなかった場合には被扶養者証の返納が必要となります。
また、万が一その被扶養者証を使用して医療機関等にかかった場合は、自己負担を除いた医療費（組合負担分）を共済組合に返還していただくこととなります。

1つでも該当した方

日本郵政共済組合の被扶養者になることができません。家族の被扶養者証（保険証）発行停止の届出書を提出してください！

申請方法 家族の被扶養者証（保険証）発行停止の届出書をホームページからダウンロードし、必要事項を記入の上、以下の宛先に送付してください。

100-8782
日本郵便株式会社 銀座郵便局
私書箱第786号
日本郵政共済組合
共済センター 被扶養者担当 行

申請期間 2022年8月1日(月)~8月31日(水)
<消印有効>

*特別号Vol.4（6月30日発行）のP7にてお知らせしました内容より、一部変更となっております。変更部分の詳細については、8月にホームページに掲載予定の特別号外にてご確認ください。

P4で「2」に該当した方

被扶養者証は自動で発行されないため、申請手続きが必要です。

- 2022年9月1日までに協会けんぽで被扶養者認定されている。
- 被扶養者証の発行に必要な、被扶養者のデータを協会けんぽから共済組合へ提供することに**不同意**である。

被扶養者情報のデータ提供に「不同意」の申出方法

こちらから注意事項をよく読んだ上でお手続きください。

TOP

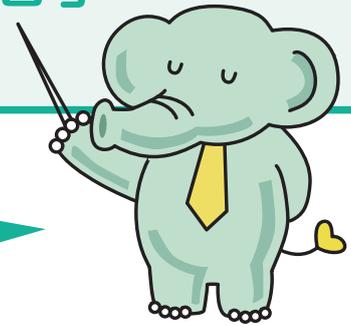
お知らせ

協会けんぽから日本郵政共済組合への被扶養者データの提供に係る同意・不同意について

(申出期間：2022年7月1日～2022年9月1日)*

被扶養者証の発行には 「【認定用】被扶養者申告書」 の提出が必要です！

通常の被扶養者の認定手続きとなりますので、申請されてから審査を経て被扶養者証発行までに相当な日数を要することが見込まれますのでご了承ください！



● 手続きの流れ

詳細はホームページをご確認ください。

TOP

被扶養者が増えた(認定)

→ 手続方法

1

【認定用】被扶養者申告書に必要事項を記入

2

「認定に必要な書類一覧」で続柄ごとに必要な確認資料等をすべて用意

3

「提出書類チェックリスト」で続柄ごとに漏れがないか確認

4

手順①～③で揃えた申告書と必要書類を併せて共済センター被扶養者担当あてに郵送

*特別号Vol.4(6月30日発行)のP5にてお知らせしました内容より、申出期間が変更となっております。詳細については、8月にホームページに掲載予定の特別号号外にてご確認をお願いいたします。

P4で「3」に該当した方

被扶養者証は自動で発行されないため、申請手続きが必要です。

- 2022年9月1日～9月30日の期間に協会けんぽの被扶養者に認定される。

被扶養者証の発行申請をする前に、必ずご確認ください！



被扶養者の方について以下の項目にあてはまるものはありますか？*

- 別居している曾祖父母がいる
- 60歳未満で、日額3,612円、月額108,334円、年収が130万円以上の収入がある
- 60歳以上で、公的年金の受給がなく、年額130万円以上の収入がある
- 60歳以上で、公的年金の受給があり、日額5,000円、月額150,000円、年額180万円以上の収入がある
- 障害年金を受給していて、日額5,000円、月額150,000円、年額180万円以上の収入がある
- 公的年金の受給がなく、他の収入と合わせて雇用保険給付を日額3,612円以上受給している又は受給する
- 公的年金の受給があり、他の収入と合わせて雇用保険給付を日額5,000円以上受給している又は受給する
- 別居している家族の収入額以上の送金（最低送金月額5万円）をしていない
- 就職などにより、他の社会保険に加入している

該当しなかった方

- ①「被扶養者証発行申請書」の提出が必要です！

申請方法

「[被扶養者証発行申請書](#)」(9月1日に共済組合ホームページに公開します)をダウンロードし、必要事項を記入の上、以下の宛先に送付してください。

100-8782 日本郵便株式会社 銀座郵便局 私書箱第786号
日本郵政共済組合 共済センター 被扶養者担当 行

申請期間

2022年9月1日(木)～9月30日(金) <消印有効>

- ②2022年10月20日頃に組合員の皆さまのお勤め先に到着予定です。被扶養者証(保険証)が届くまでお待ちください。
- ③2022年11月以降、あらためて共済組合の被扶養者の要件を満たしているかの確認をさせていただきます。詳細は別途お知らせします。

⚠️ ご注意ください

一旦、被扶養者証がお手元に届いても、認定条件に合致しなかった場合には被扶養者証の返納が必要となります。

また、万が一その被扶養者証を使用して医療機関等にかかった場合は、自己負担を除いた医療費(組合負担分)を共済組合に返還していただくこととなります。

1つでも該当した方

日本郵政共済組合の被扶養者になることができません。

国民健康保険等に加入することとなりますので、ご確認ください。

*特別号Vol.4(6月30日発行)のP7にてお知らせしました内容より、一部変更となっております。変更部分の詳細については、8月にホームページに掲載予定の特別号外にてご確認ください。

限度額適用認定証、特定疾病療養受療証等の事前申請について

限度額適用認定証・特定疾病療養受療証

以下の表のとおり、必要書類を申請期間内に指定の送付先へご郵送ください。

<p>限度額 適用認定証</p>	<p>必要書類 【みなし認定者用】 限度額適用認定申請書</p>	<p>送付先 100-8782 日本郵便株式会社 銀座郵便局 私書箱第786号 日本郵政共済組合 共済センター 被扶養者担当 行</p> <p>申請期間 2022年9月1日(木)～ 10月17日(月) <消印有効></p>
<p>特定疾病 療養受療証</p>	<p>必要書類 【みなし認定者用】 特定疾病認定申請書</p>	

- 申請書は9月1日共済組合ホームページで公開いたします。

TOPページ



関連ページ(様式等)

よりご確認をお願いいたします。

- 9月30日(金)までに申請いただくことで、10月20日以降(※)順次発行いたします。発送先は、申請書にご記入いただいたご希望の送付先になります。

※10月中旬に各会社から提供される給与データに基づき、自己負担額を決定するため。

限度額適用・標準負担額減額認定証

申請される組合員の方の収入が非課税であることを確認いたしますので、まずはコールセンターへお問い合わせください。



(通話料無料) **0120-97-8484**

受付時間：午前9時～午後6時
[土、日、祝日および年末年始(12/29～1/3)除く]
※電話番号はお間違えのないようお願いいたします。

次号予告

ゆうせい共済特別号 冊子 (Vol.7)

被用者保険の適用拡大について 再確認のための総集編

9月5日 冊子にて発行予定

※発行日は前後する可能性がございます。予めご了承ください。
前後する際にはホームページにて改めて発行日をお知らせいたします。

ゆうせい共済特別号 (Vol.7) の前に、「号外 (WEB版)」を8月にホームページに掲載予定です。重要なお知らせをしますので、必ずご確認ください。

